

ひとり^{なや}で悩んでいませんか…？ まわり^{こま}に困っている人はいませんか…？
心配^{しんぱい}なこと、困^{こま}っていることがあれば、一緒^{いっしょ}に考えてくれる人^{ひと}がいます。
相談^{そうだん}してみましょう。

でん わ そう だん まど ぐち
電話相談窓口

家族との関係・家庭の問題などに関して

あまがさき^こ 尼崎市子どもの育ち支援センター ^{そだ しえん}いくしあ ^{げつ きん しゅくじつ}月～金(祝日除く) 9時～17時30分 ^{じ ふん}TEL.06-6430-9989

あまがさき^{かてい} 尼崎こども家庭センター (兵庫県) ^{ひょうごけん} ^{げつ きん しゅくじつ}月～金(祝日除く) 9時～17時 ^じTEL.06-4950-5001

不登校など学校に関して

きょういく^{そうだん} 教育相談 (尼崎市) ^{あまがさき}いくしあ ^{げつ きん しゅくじつ}月～金(祝日除く) 9時～17時30分 ^{じ ふん}TEL.06-6430-9989

虐待に関して

じどうぎゃくたい^{ぼうし} 児童虐待防止24時間ホットライン (兵庫県) ^{じかん} ^{ひょうごけん}いつでも (24時間受付) ^{じかんうけつけ}TEL.06-6494-0505

じどう^{そうだん} 児童相談所虐待対応ダイヤル (国) ^{しどう} ^{くに}いつでも (24時間受付) ^{じかんうけつけ}TEL.189

非行・交友などに関して

あまがさき^{しょうねん} 尼崎少年サポートセンター (兵庫県) ^{ひょうごけん} ^{げつ きん しゅくじつ}月～金(祝日除く) 9時～17時30分 ^{じ ふん}TEL.06-6493-2780

いじめ・学校生活・友だちとの関係などに関して

ひょうご^こ 子悩み相談センター (兵庫県) ^{なや そうだん} ^{ひょうごけん} ^じ9時～21時 (12月28日～1月3日は除く) ^じTEL.0795-42-6004

^じ21時～翌9時 (12月28日～1月3日は除く) ^じTEL.0795-42-6559

しょうねん^{そうだん} 少年相談室(ヤングトーク) (兵庫県) ^{ひょうごけん} ^{げつ きん しゅくじつ}月～金(祝日除く) 9時～17時 ^じTEL.0120-786-109

性の被害に関して

せい^{ぼうりょく} 性暴力被害者支援センター・ひょうご ^{ひがい} ^{かん} ^{げつ きん}月～金 9時30分～16時30分 ^{じ ふん}TEL.06-6480-1155

体罰・虐待・いじめ・差別など子どもの人権に関して

こ^{けんりよう} 子どものための権利擁護委員会 ^{ごいんかい} ^{げつ ど}月～土(祝日除く) 10時～18時 ^じTEL.0120-968-622

こ^{じんけん} どもの人権110番 (国) ^{ばん くに} ^{げつ きん しゅくじつ}月～金(祝日除く) 8時30分～17時15分 ^{じ ふん}TEL.0120-007-110

へいせい ねん がつ にち こうふ しこう
平成21年12月18日公布・施行

尼崎市

子どもの育ち支援条例

あまがさき^し
こどものそだちしえんじょうれい

こどもは、一人ひとり

かけがえのない大切な存在です。

そして、私たちのまちの宝物です。

こどもたちみんなが、元気にのびのびと育ち、

ずっと笑顔でいられることを、

まちの人たちみんなが願っています。

尼崎市では、すべてのこどもが

健やかに育つ社会になれるように、

市の決まりごと(条例)をつくりました。

あなたたちの成長を、大人たちみんなで

応援していきます。

あまがさき
尼崎市



あまがさき^こ 尼崎市子どもの育ち支援条例

れいわ^{ねん} 令和7年3月発行

へんしゅう^{あまがさき} 編集/尼崎市こども青少年局

〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番

TEL 06-6423-9996 FAX 06-6409-4355

あまがさきこ
尼崎市子どもの育ち支援条例が
たいせつ
大切にしている考え方

ひとり
こどもたち一人ひとりが大切にされて、たくさんの人に支えられて育つ

あまがさき
尼崎市は、そんなまちをめざしています。

そのためにこどもの人権が大切にされていることが必要です。

こどもの人権って何？

仲間をつくって
いろんな活動が
できること

自由に考え、表現し、
意見を言えること

どんな差別も
されないこと

虐待や暴力などから
守られること

学校などで
勉強することが
できること

病気やけがの治療が
受けられること

心やからだを
休められること

障害のある
こどもなどは
特に守られること

生まれたときから、みんなが持っているのが人権です。

大人と同じように、こどもにも人権があります。

すべてのこどもが幸せに成長し、良い社会をつくっていくために、
生きる、育つ、守られる、参加する権利を、こどもは持っています。

だから、みんなが持っている権利を、お互いに大切にしていかなければなりません。



児童の権利に関する条約では、18歳未満の児童（こども）を、
権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間とし
ての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮
が必要なこどもならではの権利も定めています。

「子どもの権利条約」(日本ユニセフ協会ホームページ)はこちら



あまがさきこ
尼崎市子どもの育ち支援条例で
やくそく
約束していること

こどもが心がけること

遊んだり、話し合える仲間を
たくさんつくる



自分と同じように
他の人も大切にして、
思いやりの気持ちを持つ



いろんなことにどんどん
チャレンジしてみる



つらいときには、
一人で悩まずに、大人に話す



みんなが幸せにくらすために
ルールを守る など



大人の役割

保護者

- こどもがほっとするよう
な家庭をつくり、こども
としっかり向き合います。

学校など

- こどもの成長に合わせて、
考える力などを育てます。
- 虐待やいじめなどで悩ん
でいるこどもを支えます。

まちの人

- こどもが安心してくらすまちを
つくります。
- 保護者の子育てを応援します。

尼崎市役所

- 計画をつくって、こどもが
健やかに育つための取組
を進めます。
- 専門の人たちが協力して、
虐待やいじめなどで悩んで
いるこどもたちを支えます。
- まちの人がこどもにかかわ
る活動などが活発になる
ように応援します。

こどもの
権利を
守るぞ！



尼崎市子どものための権利擁護委員会

いやなことをされた、暴力を受けた、大切な人と離れば
なれにされたなど、権利が傷つけられたと感じたとき、
すぐに連絡してね。

「尼崎市子どものための権利擁護委員会」はこちら

